

建物および設備における主な石綿使用状況 (2021年3月末)

対 象	使用箇所	現状 (使用状況)
石綿を含有する吹付け	設備機器室等の防音材、断熱材、耐火材として壁面や天井に使用	石綿含有が確認された吹付け材については対策済み
石綿含有製品	建 材	建物の耐火ボード、床材等に使用 2006年8月以前に使用された建材に含まれていると考えられる。それ以降は石綿含有製品は使用していない。
	防音材	変圧器の防音材 (変電設備) 石綿含有が確認された防音材については対策済み
	石綿セメント管	地中線用の管路材料 (送電設備) 巨長：約0.6 km
	保温材	発電設備 (火力設備) 石綿含有製品残数：約21,000m ³ (全数の約2割)
	シール材・ジョイントシート	発電設備 (火力設備) 石綿含有製品残数：約31,000個 (全数の約半数)
	増粘剤	架空送電線用の電線 (送電設備) 電線防食剤 巨長：約28 km
		発電設備 (水力設備) ・アスファルト表面遮水壁 3施設 〔 大津岐ダム：福島県、沼原ダム：栃木県、本別発電所導水路開渠部：北海道 〕
緩衝材	送電設備等の懸垂碍子 ・個数：約49万個 〔 碍子内部において、緩衝材として石綿含有製品を使用。碍子表面の磁器部分には使用されていない 〕	

*2006年9月の労働安全衛生法施行令の一部改正 (石綿の含有率規制が1%→0.1%に変更) を反映